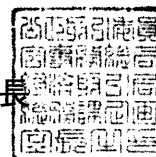


公 経 画 第 29 号
令和 2 年 10 月 23 日

経済団体代表者 殿

公正取引委員会事務総局
経済取引局総務課企画室長



改正独占禁止法施行に伴い導入される新制度の経済団体向け講師派遣について
(通知)

令和元年 6 月に成立した改正独占禁止法（以下「改正法」といいます。）は、
本年 12 月 25 日に施行されることとなり、改正法の施行に伴う新制度につい
ても同日から導入されます。

改正法の施行に伴い導入される新制度は、

- ① 調査協力減算制度により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減額さ
れる、
- ② 新たな手続である判別手続のための準備を日頃からしておけば、外部の弁
護士に安心して相談を行うことで、効率的に社内調査を実施することができ、
新たな課徴金減免制度を活用しやすくなる
など、新制度導入前のなるべく早い時期に準備を進めていただくメリットの大
きい内容となっております。

公正取引委員会では、新制度の内容について広く周知するため、経済団体等
における会員企業向け説明会・研修等に当委員会の職員を講師として派遣して
おります（オンライン対応も可能です。また、旅費や謝金は不要です。）。

講師派遣を御希望の際は、公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ペ
ージに記載の必要事項を御記入の上、kaiseihou2020@jftc.go.jp にメールして
ください。

なお、申込方法等について御不明点がある場合は、経済取引局総務課企画室
(03-3581-5485 (直通)) に御連絡ください。

講師派遣等を御活用いただき、新制度の導入に向けた事前準備や経済団体等
のコンプライアンス確保にお役立てください。



○講師派遣御案内ページ

https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/kensyu/kaisei_kensyu.html

○改正法特集ページ

<https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index.html#abc>

○問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課 企画室

電話 03-3581-5485 (直通)

講師派遣御案内ページについて

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

サイトマップ 音声読み上げ・文字拡大 ENGLISH

ENHANCED BY Google

創意あふれる事業者と消費者の利益のために

公正取引委員会について 報道発表・広報活動 相談・手続窓口 独占禁止法 下請法 CPRC (競争政策研究センター)

ピックアップ

新制度（改正法）特集
(令和2年12月25日施行)

よくある質問コーナー (独占禁止法)
よくある質問コーナー (下請法)
動画で分かる公正取引委員会
各種パンフレット

トピックス

お知らせ 新型コロナウイルス感染症関連(令和2年5月13日更新)
お知らせ **改正独占禁止法が令和2年12月25日に施行されます!特集ページはこちらをクリック!**
お知らせ 「下請取引適正化推進月間」の実施について
お知らせ 令和2年「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語の決定について
お知らせ 海外動向の動きを更新しました(令和2年9月30日更新)
お知らせ 消費者相談対策特設ページを開設しました
お知らせ デジタルプラットフォームに関する取引実態や利用状況について、デジタル産業分野を中心に情報をお寄せください

こちらをクリック

新制度サイトマップ

新制度の概要について知りたい
動画を見たい
資料を見たい

課徴金制度の改正について知りたい
動画を見たい
資料を見たい

調査協力減算制度(新たな課徴金減免制度)を知りたい
動画を見たい
資料を見たい

判別手続について知りたい
動画を見たい
資料を見たい

施行前から準備すべきことを知りたい
動画を見たい
資料を見たい

新制度の関係規定等を知りたい
法律 施行令
規則 ガイドライン

公表資料を見たい
関連する公表資料

新制度の内容について問い合わせたい
よくある質問はこちら
制度ごとの窓口はこちら
講師派遣の御依頼はこちら

講師派遣の御依頼はこちら

初めての方はこちら!!

こちらをクリック

令和元年改正独占禁止法に関する説明会・研修等への講師派遣について(御案内)

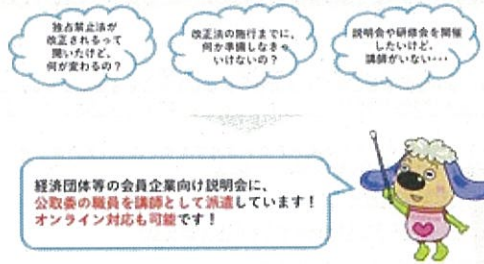
令和2年10月7日
公正取引委員会

令和元年の改正独占禁止法の施行に伴い本年12月25日から導入される新制度は、

- ①調査協力減算制度により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減算される、
 - ②新たな手続である判別手続のための準備を日頃からしておけば、外部の弁護士に安心して相談を行うことで、効率的に社内調査を実施することができ、新たな課徴金減免制度を活用しやすくなるなど、
- 新制度導入前のなるべく早い時期に準備を進めていただくメリットの大きい内容となっております。

公正取引委員会からの講師派遣を御活用いただき、改正法施行前の事前準備やコンプライアンス確保にお役立てください。

- ※ 企業における社内研修等には、通常、講師派遣を行っておりませんので、関係事業者団体等に御相談いただくか、公正取引委員会のHPに掲載されている説明用資料や動画を御活用ください。(特集ページへのリンク)



研修概要

- ・研修内容: 令和元年改正独占禁止法の施行に伴い導入される新制度等
- ・対象職員: 法務担当職員等を対象とする研修に幅広く対応いたします。
- ・所要時間: 1時間程度(御相談に応じます。)
- ・研修会場: 貴団体において御用意・手配していただき、当該会場に当委員会の職員が講師としてお伺いするか、オンライン形式の研修に対応いたします。
- ・使用教材: 説明用資料([資料リンク](#))
- ・研修費用: 講師謝金、講師の旅費は不要です。

■申し込み方法

下記の必要事項を記載の上、kaiseihou2020-o-jftc.go.jpにメールしてください。(迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-o-」としております。電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。)

■必要事項

- ・希望するテーマ
記載例: ①改正法施行に伴い導入される新制度全体について
②調査協力減算制度
③判別手続
- ・研修の参加者
記載例: 会員企業の法務担当者
- ・希望日時
記載例: ①〇月下旬
②〇月〇日～〇月〇日
③〇月〇日AM・PM, 〇月〇日AM
- ・所要時間の希望
記載例: 1時間程度
- ・説明会の実施方法
記載例: ①オンライン対応希望
②〇〇連合会本部の会議室での実施希望

必要事項を記載の上、
kaiseihou2020@jftc.go.jpにメールでお申し込みください。